

家計貯蓄率の比較

ユーロ地域・アメリカ・日本

(仮訳)

欧州中央銀行

OECD

このペーパーは、欧州中央銀行及び OECD の

“ Comparison of Household Saving Ratios

Euro area/United States/Japan”

を仮訳したものである。

原文のインターネットページは次のとおりである。

<http://www.ecb.de/pub/pdf/other/comparisonhouseholdsavingseuusjpnen.pdf>

家計貯蓄率の比較

ユーロ地域・アメリカ・日本¹

(仮訳)

欧州中央銀行

OECD

現在では、多くのアナリストが3つの大きな経済地域(ユーロ地域・アメリカ・日本)の比較を試みるようになってきている。アナリストが作業を行う上でのリスクのひとつは、統計上の国際比較にはいまだにいくつかの困難が含まれているということである。国民所得統計に関して十分に整備された国際基準である「1993年国民経済計算体系(SNA93)」が存在するにもかかわらず、実際に国際比較を行おうとすると見掛けほど簡単ではない。本研究は、家計貯蓄率について、ユーロ地域・アメリカ・日本の比較可能性を検証しようとするものである。

1 家計貯蓄率とは何か、また、それは何故重要なのか

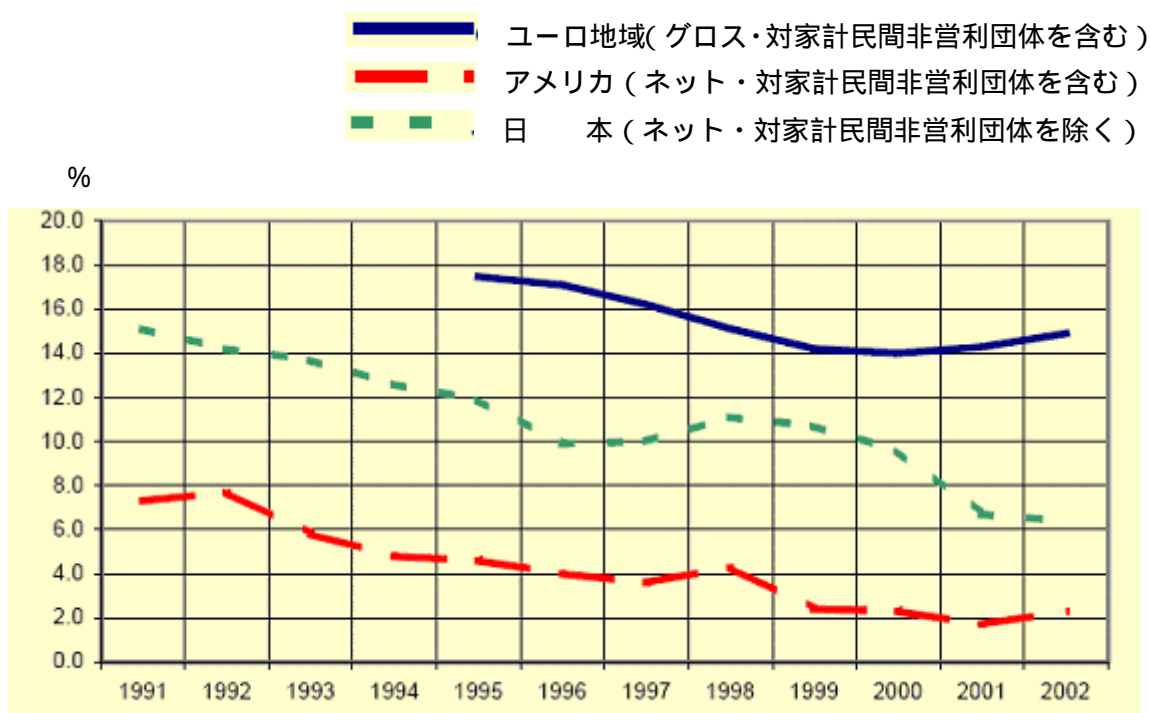
家計は、経済において多くの重要な役割を果たしている。(最終消費財やサービスの消費者として、労働サービスの提供者及び雇用所得の受取者として、法人化されていない事業の経営者として、固定資産への投資のための資金を供給する貯蓄の源泉としての役割を含む)家計の消費及び貯蓄行動はいわゆる「家計貯蓄率」によって要約される。家計貯蓄率は、家計貯蓄を家計の可処分所得で除することによって算出される。(より詳細な定義はBox「家計貯蓄率の定義」を参照)家計の可処分所得は、生産活動から生み出された家計部門の今期の所得に資産所得及び受取移転所得(利子、配当、社会保障など)を加え、支払(支払利子、所得税など)を差し引いたものから構成される。家計の可処分所得は、最終消費のために使われるか、貯蓄されるかのいずれかである。時間経過に伴う家計貯蓄率の動きは、家計の消費行動の説明や予測にも利用される。また、アナリストは、様々な国の家計貯蓄率の動きの相違や貯蓄率の水準の違いについての要因の分析にも関心を有している。

¹ この研究は、欧州中央銀行(ECB)と経済協力開発機構(OECD)が共同で取り組んでいるより広範なプロジェクトの一部として実施されたものである。このプロジェクトでは、ユーロ地域、アメリカ及び日本の国民経済計算の制度別部門の統計的な比較分析がどの程度まで可能であるかについて研究を行っている。

2 公表上の家計貯蓄率と標準化された家計貯蓄率

第1図は、欧州中央銀行（ECB）とアメリカ及び日本の政府の統計機関によって公表されている年ベースの家計貯蓄率を示したものである。第1図に示された貯蓄率を直接比較することは、貯蓄率の定義の仕方と実際の統計の取り方が各国によって異なるためミスリーディングである。まず、基本的には、家計貯蓄率が固定資産の償却（SNA93の「固定資本減耗」に関する項目を参照）を差し引く前の「総貯蓄率」であるか、差し引いた後の「純貯蓄率」であるか、また、対家計民間非営利団体（NPISH）が含まれるかどうかによっても相違が生じる。いかなる国の場合でも、「家計総貯蓄率」は常に「家計純貯蓄率」を上回っている。分子（貯蓄）が常に分母（可処分所得）よりも小さいことがその理由であり、この場合、固定資本減耗が分母、分子の双方から差し引かれるので、その結果、純貯蓄率は総貯蓄率よりも低くなるのである。（訳注1）

第1図 家計貯蓄率（公表ベース）

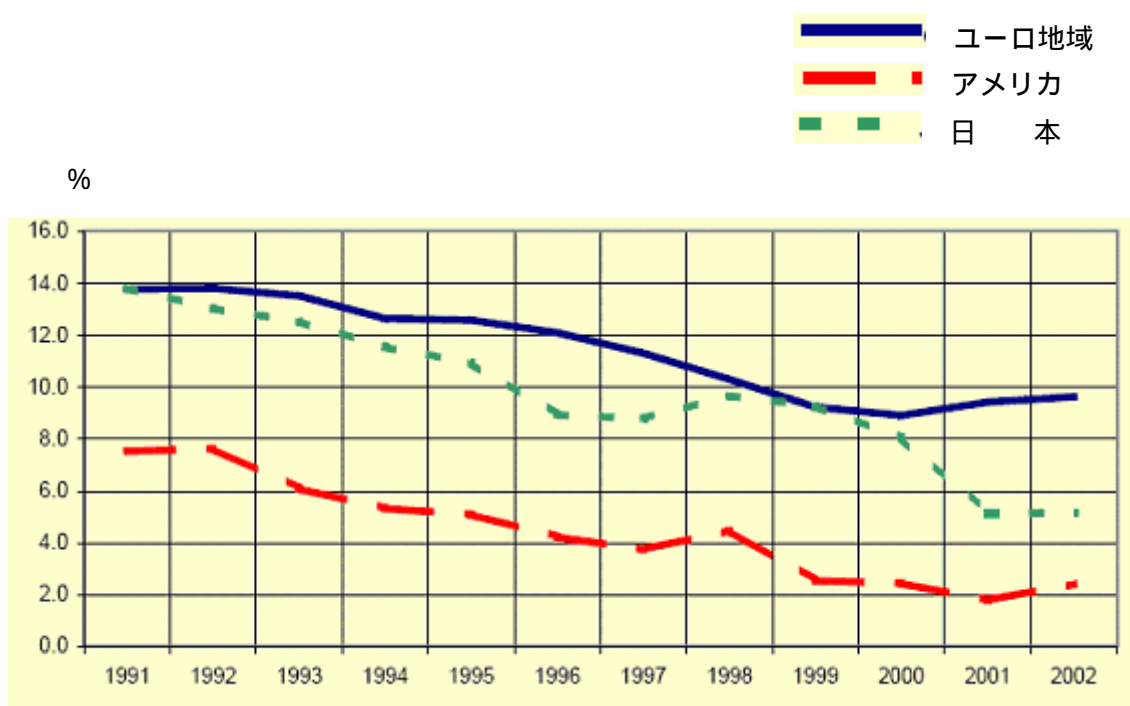


（資料）ECB 及び各国の国民所得統計機関

生産過程において資本を使用することのコストは、所得及び貯蓄の双方から控除されるべきであるので、家計の貯蓄率としては「純貯蓄率」を利用の方が概念的には好ましい

といえる。しかしながら、国際比較の観点からは、いくつかの国において、固定資本減耗²の推計数値が不完全であったり、存在しなかったりする場合には、すべての国に適用する貯蓄率としては「総貯蓄率」を用いる方が望ましいかもしれない。また、ユーロ地域のすべての国において、対家計民間非営利団体（NPISH）が独立した部門として区分されているわけではないので、この比較研究の対象となる国々の家計部門については、対家計民間非営利団体（NPISH）と結合（合算）することが必要となってくる。

第2図 純家計貯蓄率 標準的な定義に基づくもの



(資料) OECD 加盟国の国民所得勘定データベース(2004)及び各国の国民所得統計機関

第2図はユーロ地域のほとんどの国に対して利用可能なデータを使って試算したユーロ地域全体の貯蓄率を示している。さらに、第2図では、SNA93の定義に従ってネットベースで、しかも対家計民間非営利団体（NPISH）を含むように調整している（このような調整を加えた貯蓄率を「標準化された家計貯蓄率」(Standardised Household Saving Ratio)と呼ぶ)。このような統一したベースに貯蓄率を調整することによって、

² 日本においては、制度別部門勘定における固定資本減耗は簿価（取得時価格）をベースに推計を行っているが、調整勘定において買換え費用ベースでの調整額を表示している。買換え費用ベースの考え方は、固定資本減耗と整合的な概念であるという理由から、日本の純貯蓄及び純可処分所得に関する推計は、これをベースに算出されている。

第1図に示されたような貯蓄率の水準の各国・地域間の格差は縮まっている。ただし、ユーロ地域とアメリカ³との貯蓄率の開きはまだ相当に残っている。これらの貯蓄率の乖離に関して、次の章で3つの考えられる要因についての分析を行っている。

3 標準化された家計貯蓄率の乖離についての考えられる要因

各国における法制的・行政的な制度の違いは、仮にこれらの国の家計の経済行動が同じであったとしても、異なった家計貯蓄率を生じさせる結果となりうる。したがって、このような比較分析の目的のために、これらの制度的な差異が与える影響を計量化することは興味深いことである。しかしながら、まず、以下に適用するような「仮説的な」調整を行うことは、当該地域の現実の諸制度から遊離した結論に導く可能性があるということを明確にしておかなければならない。さらに、それらは、各国の制度的な違いがもたらす影響に対する「一次的な」近似値を提供するに過ぎないということである。このことは、仮に、ある国において制度的な変更が実施されるならば、当該国の家計の経済行動は現実にもそのような変更の影響を受けるであろうということをその根拠としている。以下に述べる3つの要因とは(1)公共サービスの家計消費、(2)所得税と生産に課される税の比較、(3)社会保障制度と個人年金制度の比較である。

(3-1) 公共サービスの家計消費

どの程度まで政府または個人が教育及び医療のようなサービスに対してお金を支払っているかについては、国によって相当程度の差異が存在する。家計が消費するサービスを政府が提供する場合に、それを家計からの所得税によって賄っているという仮定に立てば、家計貯蓄については、貯蓄率はともかくとして、貯蓄額そのものは、各国間のこれらの相違による影響を直接受けることはないであろう。この影響は同一の国の二つの仮説的な状況を考えることによって説明することができる。第1のシナリオは、個々の家計に対して政府はどんなサービスも提供しないケースである。第2のシナリオは、政府は無料の医療及び教育サービスを提供するが、このための財源を家計からの所得税の増税によって賄うというケースである。この結果、第2のシナリオの場合には、家計の可処分所得及び家計の最終消費支出はともに第1のシナリオの場合よりも小さくなるであろうが、家計の貯蓄額そのものは影響を受けないであろう。したがって、無料の教育及び医療サービスを賄う

³ アメリカについては、可処分所得に関して「国民所得勘定」と「国民生産勘定」における定義上の違いがあるので、雇用補償に対する実際の調整を含めるために若干の調整が必要であった。EU地域の家計貯蓄率の推計は、EU地域からアイルランドとルクセンブルグを除いた数値である。

ために必要とされる追加的な所得税によって貯蓄率の分母（可処分所得）が小さくなるので、第2のシナリオの場合には、家計の貯蓄率は高まるであろう。

幸いにも、SNA93の改訂によって、政府の最終消費支出が個別的消費支出（教育や医療など）と共同的消費支出（防衛など）に区分されるようになった。これらの新しい統計は、SNA93の2つの新しい勘定に含まれており、分母に調整後の可処分所得（家計の可処分所得と政府の個別的消費支出の合計）を利用することによって、もうひとつの家計貯蓄率を計算することができる。

このようにして計算した貯蓄率と第2図の標準化された貯蓄率との差異は、第1表に示されている。この結果はユーロ地域とアメリカの貯蓄率の乖離を縮小させている。これは、ユーロ地域の方がアメリカよりも個々の家計に対して政府が提供するサービスが相当程度多いという事実によるものであり、調整前の貯蓄率の乖離についても同様である。多くの年で、日本に対する調整値は、おおむねユーロ地域とアメリカとの中間に位置するものとなっている。

第1表 標準化された家計貯蓄率からの変化（公共サービスの家計消費）

（パーセンテージ・ポイント）

	euro area	United States	Japan
1991	-2.1	-0.6	-1.4
1992	-2.1	-0.6	-1.4
1993	-2.1	-0.5	-1.4
1994	-2.0	-0.4	-1.3
1995	-1.9	-0.4	-1.3
1996	-1.9	-0.3	-1.1
1997	-1.8	-0.3	-1.1
1998	-1.6	-0.3	-1.2
1999	-1.4	-0.2	-1.2
2000	-1.4	-0.2	-1.1
2001	-1.5	-0.1	-0.7
2002	-1.5	-0.2	-0.7

（資料）OECD加盟国の国民所得勘定データベース（2004）及び各国の国民所得統計機関

(3-2) 所得税と生産・輸入品に課される税の比較

政府は、直接税（主に所得税）によって家計から直接的に、あるいは家計の最終消費支出に結び付く生産・輸入品に課される税（付加価値税、輸入関税、売上税など）によって間接的に歳入を賄っている。家計貯蓄の額は、これらの租税の組み合わせによって直接的な影響を受けることはない。なぜならば、これらの租税はいずれも実際に当該期の支出に算入されるからである。（生産・輸入品に課される税は（より高い）家計の最終消費支出に対応し、所得税は政府に対する直接の移転となり（より低い）可処分所得に対応する。）（訳注2）しかしながら、他の条件において等しいならば、所得税は家計の可処分所得を減少させるけれども、生産に課される税はそうではないので、生産・輸入品に課される税への依存度が高いほど家計貯蓄率は低くなるであろうと考えられる。

家計貯蓄率にこのような仮説的な調整を施した結果は、第2表に示されるように、公共サービスの家計消費の場合にあらわれた方向とは逆の方向となっており、アメリカとユーロ地域との貯蓄率の乖離は約2パーセントポイントほど拡大している。日本に対する調整値は、アメリカよりも高いが、ユーロ地域よりも際立って低くなっている。

第2表 標準化された家計貯蓄率からの変化（所得税と生産・輸入品に課される税の比較）

（パーセンテージ・ポイント）

	euro area	United States	Japan
1991	2.3	0.4	0.6
1992	2.4	0.4	0.6
1993	2.3	0.3	0.6
1994	2.3	0.3	0.6
1995	2.3	0.3	0.6
1996	2.2	0.2	0.5
1997	2.1	0.2	0.5
1998	2.0	0.3	0.7
1999	1.9	0.1	0.6
2000	1.8	0.1	0.5
2001	1.8	0.1	0.4
2002	1.9	0.1	0.4

（資料）OECD加盟国の国民所得勘定データベース（2004）及び各国の国民所得統計機関

(3-3) 社会保障制度と個人年金制度の比較

各国間の家計貯蓄率の比較可能性は、個人年金または生命保険制度に対する政府により運営される社会保障制度の相対的な重要性によっても影響を受けるであろう。その理由は、個人年金または生命保険に対する保険料及びこれらから生じる果実はともに家計貯蓄に含まれるが、社会保障制度のために政府に支払われた年金の保険料の額が年金の受取額を超過する部分については、家計貯蓄とはみなされないからである。年金制度の違いによる効果を推計するためには、個人年金に伴う移転が社会保障に伴う移転と同様の形式で記録される必要がある。したがって、仮説的な調整が行われた家計貯蓄率は、年金基金における家計持分のネットの増減を家計貯蓄及び可処分所得の両方から差し引くことによって算出することができる。第3表は、このようにして計算された貯蓄率と第2図の標準化された貯蓄率との差異を示している。

第3表 標準化された家計貯蓄率からの変化（社会保障制度と個人年金制度の比較）

（パーセンテージ・ポイント）

	euro area	United States	Japan
1991	-0.9	-5.8	-1.2
1992	-0.9	-5.4	-1.1
1993	-0.8	-6.2	-1.1
1994	-0.9	-5.8	-1.0
1995	-0.9	-3.9	-1.0
1996	-0.8	-3.5	-1.0
1997	-0.8	-4.6	-0.9
1998	-0.9	-4.3	-1.0
1999	-0.9	-3.6	-0.8
2000	-1.0	-3.7	-0.8
2001	-0.9	-4.1	-0.7
2002	-1.0	-3.7	-0.4

（資料）OECD加盟国の国民所得勘定データベース（2004）及び各国の国民所得統計機関

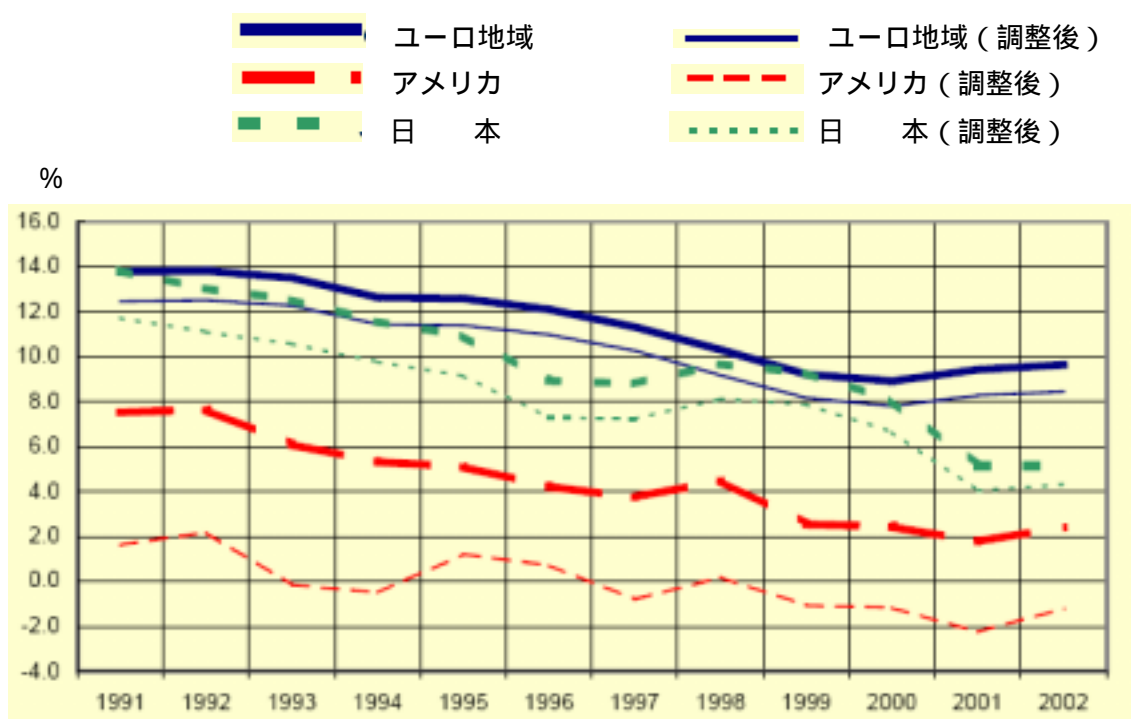
家計貯蓄率に対する仮説的な調整値は、アメリカでは退職年金制度が民間部門で運営されているケースが圧倒的に多いことが影響しており、特に顕著である。（3.5 から 6.2 パーセントポイントの範囲の違いが生じている。）この10年間の後半においてアメリカに対する調整値が小さくなっているのは、1990年代の株式市場が活況であった時期にこれらの基

金によって生じた資産所得およびキャピタルゲインの増加が著しく、このため年金基金制度に対する雇用者の保険料が減額されたという要因が寄与している。ユーロ地域と日本については、調整値は過去 10 年間の大部分が約 1 パーセントポイント程度であった。

(3-4) 制度的要因についての仮說的調整を行った後の家計貯蓄率

第 3 図は、3 つの仮說的調整をすべて施した場合の影響を示している。すなわち、(1) 公共サービスの家計消費、(2) 所得税と生産・輸入品に課される税の比較、(3) 社会保障制度と個人年金制度の比較の 3 つの仮說的調整である。これらの調整の影響はユーロ地域の家計貯蓄率と日本及びアメリカとの格差を拡大する結果となっている。(日本との比較では限界的に、アメリカとの比較では相当程度の影響が生じている。)

第 3 図 標準化された家計貯蓄率と調整後の家計貯蓄率の比較



(資料) OECD 加盟国の国民所得勘定データベース (2004) 及び各国の国民所得統計機関

4 家計貯蓄率の比較において影響を与えるその他の諸要因

制度的な取扱いの違いから生ずる要因に加えて、各国間の家計貯蓄率の相違を説明する上で有用ないくつかの他の要因が考えられる。すなわち、家庭用耐久財の保有状況、実際

の純利子支払額、未実現及び実現のキャピタルゲインまたはキャピタルロス、キャピタルゲイン課税、年金制度に対するその他の要因などである。アメリカと日本における家庭用耐久財の保有状況を考慮に入れたいくつかの推計がなされているが、これを除けば、この他にこれらの要因の影響を計量化するために利用できる比較可能なデータが不足している。

SNA93では(もっともな理由から)そのようには取り扱ってはいないけれども、個々の家計では、家庭用耐久財(自動車、家具、洗濯機など)の購入を消費ではなく投資とみなしているかもしれない。家計貯蓄率に対する仮説的調整は、家庭用耐久財を最終消費支出ではなく、固定資産(持ち家と同様)として取り扱うことによって算出される。帰属家賃の手法に従って、家計の最終消費支出は、耐久財の購入額を控除し、耐久財の減価償却額を加算することによって調整されることになる。このことは、耐久財の家計消費に占める割合及び耐久財の購入額の伸び率が異なる限りにおいてそれぞれの国の貯蓄率の違いに影響を与えるであろう。アメリカと日本についてOECDが行った推計では、家庭用耐久財の調整を加えた家計貯蓄率は、標準化された家計貯蓄率よりもそれぞれ3パーセントポイント高くなったという結果が示されている。

結論

公表されている家計貯蓄率は、各国間で十分に整合性が取れたものとはなっていない。この研究の第2図は、第一に、ユーロ地域、アメリカ及び日本について、比較可能な貯蓄率を試験的に提供するものであった。1990年代を通じてすべての国・地域で貯蓄率は低下してきたが、ユーロ地域(2002年に9.6%)とアメリカ(2002年に2.4%)の貯蓄率の格差は相当大きく、また、その乖離幅も拡大してきている。日本の家計貯蓄率は、2001年及び2002年(5.2%)を除けば、ユーロ地域と近い水準にあった。

この格差の一部は、これらの地域における様々な法制的、行政的な制度要因によって説明することが可能であると思われる。この研究では、家計貯蓄率に影響を与える可能性のある制度要因のうち(1)公共サービスの家計消費の水準、(2)所得税あるいは生産・輸入品に課される税(付加価値税など)によって政府支出が賄われている状況、(3)社会保障制度あるいは個人年金制度による年金制度の運営方法の相違という3つの要因について分析した。これらの要因のひとつひとつは、家計貯蓄率の相違の陰に隠れてしまうように思われたが、これらの3つの要素を同時に取り上げた場合、これらの国・地域間の格差は実際に増大した。さらに消費と貯蓄に対する家計の態度、家庭用耐久財の保有状況を含めたその他の要因は、ユーロ地域、アメリカ及び日本の家計貯蓄率の格差を生じさせる要因になるであろう。

[Box] 家計貯蓄率の定義

家計貯蓄率は、伝統的に家計の貯蓄を家計の可処分所得で除することによって定義されてきた。しかしながら、SNA93は、積立年金制度に対する保険料支払及びそこから年金受取について特別な取扱いを導入した。それ以前は、これらの支払・受取は、資金移転として取り扱われ、金融勘定の中のみ計上されていた。SNA93では、家計調査から導き出される家計所得の尺度と一層の整合性を図る意図もあって、これらの支払・受取は、所得勘定の第2次配分（ここでは、バランス項目が可処分所得となる）に含まれることになった。これにより、年金基金を通ずる貯蓄が家計貯蓄の対象から除外されることになったので、家計貯蓄を導き出すために特別な調整項目が「可処分所得勘定の支払」という新しい勘定の中に導入された。したがって、家計貯蓄率は、家計貯蓄（B.8 SANA93のコード番号）を家計の可処分所得（B.6）に年金基金の中の家計の持分の増減を調整した金額（D.8）を加えたもので除することによって算出する必要がある。アメリカは、家計の所得勘定に積立年金制度に対する保険料の支払と年金の受取を含めるというSNA93の取扱いに従わないという選択をした。この結果、アメリカについては、調整項目は必要とせず、家計貯蓄率についての伝統的な定義を現在でも適用することができるのである。

(訳注1) 分子(貯蓄)が分母(可処分所得)よりも小さい場合、常に「家計総貯蓄率」が「家計純貯蓄率」を上回ることになるのは、次のような数値例で示すことができる。貯蓄を60とし、可処分所得を100とする。また、固定資本減耗を20と仮定する。この場合、「家計総貯蓄率」は60% ($= 60 / 100$)であるが、「家計純貯蓄率」は50% ($= (60 - 20) / (100 - 20) = 40 / 80$)となっており、「家計総貯蓄率」は、「家計純貯蓄率」を上回っている。この場合、資本減耗を20以外の数値に変更しても、常に、「家計総貯蓄率」は「家計純貯蓄率」を上回ることになる。

(訳注2) 家計からの歳入が一定であるとした場合、それを直接税(所得税)と間接税(生産・輸入品に課される税)の間でどのように配分しても、家計の「貯蓄額」は影響を受けることはないが、これについては、次のような数値例を示して説明する。家計の総所得を100とし、直接税を15とする。また、間接税を5とする。ここで、単純に可処分所得を(総所得 - 直接税)と仮定すれば、この数値例の場合の可処分所得は85 ($= 100 - 直接税 15$)となるが、最終消費支出が55であるとすれば、貯蓄額は30 ($= 85 - 55$)となる。なお、この最終消費支出55の中には、間接税5が含まれる(間接税を除いた消費は50)。この数値例の場合、家計からの歳入は20(直接税15 + 間接税5)となるが、ここで歳入の総額を変えずに直接税を10、間接税を10に変更するとすれば、可処分所得は90 ($= 100 - 直接税 10$)となり、最終消費支出が60 ($= 50 + 間接税 10$)となっており、貯蓄額は30 ($90 - 60$)のままである。このように国民所得統計上の貯蓄は、直接税と間接税の組み合わせの変更による影響を受けることはない。

『用語解説』

固定資本減耗：統計対象期間において、固定資産が生産に使用され、その結果、物理的な摩損、通常の老朽化あるいは通常生じる事故による毀損によって、当該固定資産の価値が減少すること

確定給付年金：年金に加入する雇用者に対して年金の受給額が事前に保証されている年金制度のこと；受給額は、加入者の加入期間及び給与水準に応じた算式に従って定められるが、全体として加入者の年金保険料や年金基金の資産価値には依存しない。

ユーロ地域：これらの地域は EU 加盟国（オーストリア、ベルギー、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポルトガル及びスペイン）によって構成され、欧州連合条約に従ってユーロが単一通貨として採用されており、欧州中央銀行によって統一された金融政策が実施されている地域である。

1995 年欧州版国民経済計算体系 (ESA95)：SNA93 を EU とその加盟国に適合するように策定されたもの

非営利団体 (NPIs)：法律的または社会的な団体であって、その設立、運営、資金調達の各面において、その団体が提供する商品・サービスがその団体の収入、利益、その他の金銭的な利得の源泉となることを許されていないもの

対家計民間非営利団体 (NPISH)：非営利団体のうち、資金調達及び運営面で政府の優越的な支配を受けていない団体であって、家計に対して無料または経済的価値のない価格で商品やサービスを提供するもの

1993 年国民経済計算体系 (SNA93)：国際的に合意された概念、分類及び計算方法に基づいて統一的、整合的かつ統合的に整備された国民経済計算及び国民貸借対照表の体系